

東京地裁による度重なる反動決定弾劾！

控訴審勝利を全組合員で勝ちとる声明！

東京地裁民事19部は、2月13日、昨年12月に美世志会が懲戒解雇処分に基づいた「社宅の使用」「賃金の仮払い」を求めて東京地裁に行った申立について却下する決定を下した。その内容は①就業規則においても強要行為を行ったものとして扱われるべきである②職務上の規律が著しく乱されたものである③解雇権の濫用に当たると言うこともできない④解雇は有効であり雇用契約は終了している、として未だ控訴審で係争中であるにもかかわらず、法の番人である裁判所が推定無罪の原則をも踏みにじった反動決定である。

さらに、この決定は第一審判決の事実誤認をそのまま引用し「強要があった」としたばかりか、会社が懲戒解雇処分を発令した後に出された第一審判決書を根拠にしたものであり、絶対に許すことはできない。

東労組本部は「抗告」を含めて、美世志会の仲間と家族の生活を守るために全力を尽くすものである。

この反動決定を受けて、JR東日本会社は2月17日付で「勤労速報」を全職場で掲出をした。当然にも東労組本部は絶対に認めることはできないとして厳重に抗議した。また、2月13日は、「信濃川発電所」に関する北陸地方整備局から「行政処分方針」の通知を清野社長が受け取った日である。コンプライアンスを掲げるJR東日本会社が虚偽の報告をしたり、労基法違反や議事録違反などを繰り返している。美世志会を不当にも懲戒解雇したうえで自己保身と本社第一主義が蔓延っている現実に激しい怒りを感じざるを得ない。

美世志会は一貫して無実を訴え続けている。JR浦和電車区事件は未だ係争中であり、判決は確定していない。真実を一切見ようとせず、さらには労働者をいとも簡単に切り捨てるJR東日本会社を私たちは許すことはできない。美世志会と家族の生存権までを奪い尽くした非道は断罪されて然りである。

私たちJR東労組は、どのような妨害があろうとも新たな弾圧が画策されようとも、全組合員の怒りに燃えた団結力で結集した組合員とその家族の生活を守り抜く。そして仮処分決定の根拠としている第一審有罪判決を覆す控訴審勝利へ向けて全力を傾注しようではないか。さらには、この間、全組合員と多くの心ある支援で切り拓いてきた力で万全な組織体制を構築し、一步も引くことなく反転攻勢の闘いをさらに推し進めよう！

JR東労組本部は、その最先頭で全組合員とともに最後まで闘い抜く！

2009年2月19日

東日本旅客鉄道労働組合